

政策評価実施予定時期(平成29～令和4年度)

参考資料1

○令和3年度に実績評価を行うものは、令和元年末の第27回有識者会議で事前分析表の審議をした施策目標が対象となる(水色網掛けの○)。

○令和4年度に実績評価を行うものは、政策を取り巻く社会情勢、前回評価した時期、施策目標間の関連性等を踏まえて選定。(黄色網掛けの○)。

○令和4年度から令和8年度までの第5期計画期間全体の政策評価実施予定については、令和3年度末に開催する第29回有識者会議で議論予定。

第5
期計
画期

第4期計画期間

	施策目標	第4期計画期間						WG
		2017 平成29 年度	2018 平成30 年度	2019 令和元 年度	2020 令和2 年度	2021 令和3 年度	2022 令和4 年度	
1	I-1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	○				○		
2	I-1-2 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること				○			
3	I-2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること				○			
4	I-2-2 医療従事者の資質の向上を図ること				○			
5	I-3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること					○		
6	I-3-2 医療安全確保対策の推進を図ること			○				
7	I-4-1 政策医療を向上・均てん化させること		○					
8	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること	○						
9	I-5-2 難病等の予防・治療等を充実させること			○				
10	I-5-3 適正な移植医療を推進すること			○				
11	I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること		○					
12	I-6-1 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できること	○				○		
13	I-6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること			○				
14	I-6-3 医薬品の適正使用を推進すること				○			
15	I-7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること	○				○		
16	I-8-1 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			○				
17	I-9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				○			
18	I-9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること				○			
19	I-10-1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること				○			
20	I-10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること		○					
21	I-10-3 総合的ながん対策を推進すること				○			
22	I-11-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	○						
23	II-1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること	○				○		
24	II-2-1 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること		○				○	
25	II-3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること				○			
26	II-4-1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること		○				○	
27	II-5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること					○		
28	III-1-1 労働条件の確保・改善を図ること	○					○	
29	III-1-2 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援をすること		○				○	
30	III-2-1 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること			○				○
31	III-3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと	○						
32	III-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				○			
33	III-4-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	○						○
34	III-5-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること			○				
35	IV-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	○				○		
36	IV-2-1 非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること				○			
37	IV-3-1 長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から、多様で柔軟な働き方を実現すること					○		
38	IV-3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		○					
39	IV-4-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること				○			
40	V-1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること				○			
41	V-2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること	○						
42	V-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること	○						○

43	V－4－1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること			○				
44	V－5－1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること					○		
45	VI－1－1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること	○				○		
46	VI－2－2	若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること				○			
47	VI－2－3	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること			○				
48	VI－3－1	技能継承・振興のための施策を推進すること		○					
49	VII－1－1	保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること		○					
50	VII－1－2	地域におけるニーズに応じた子育て支援等施策の推進を図ること			○				
51	VII－2－1	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること				○			
52	VII－3－1	母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること				○			
53	VII－4－1	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること			○				
54	VIII－1－1	生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	○				○		
55	VIII－1－2	自殺総合対策体綱に基づき、自殺対策を推進すること					○		
56	VIII－2－1	福祉・介護人材の養成確保を推進するとともに、福祉サービスの質の向上を図ること	○					○	
57	VIII－3－1	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	○						
58	VIII－3－2	戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに、中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと					○		
59	IX－1－1	障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること				○			
60	X－1－1	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること	○					○	
61	X－1－2	高齢期の所得保障の重層化を図るため、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること	○					○	
62	X I－1－2	高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること				○			
63	X I－1－3	総合的な認知症施策を推進すること			○				
64	X I－1－4	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること	○					○	
65	X II－1－1	国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において、国際社会に貢献すること			○				
66	X II－1－2	開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること				○			
67	X III－1－1	国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること			○				
68	X III－2－1	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること					○		
69	X IV－1－1	行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民生活の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること	○						
70	X IV－1－2	社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること				○			

14 13 13 18 16 14

福祉
・
年
金